

そよ風

庄原赤十字病院
広報誌
vol.78
2021.11月



【特集】

いのちをつなぐ「献血」

【TOPICS】

表紙のあの人
かかりつけ医を持ちましょう

Vol.2 コロナ対策の支援をいただきました
令和3年度 出張出前講座 3月

いのちをつなぐ「献血」

庄原赤十字病院では年に2回献血を実施しており、毎回多くの方にご協力いただいておりますが、みなさん、なぜ献血が必要で、どんな患者さんに使われているのかご存じですか？

Q なぜ献血が必要なの？どんな患者さんに使われているの？

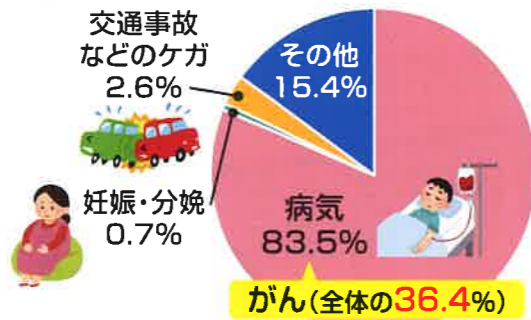
A 血液は栄養や酸素の運搬、免疫などの人間の生命を維持するために不可欠ですが、血液の機能を完全に代替できる手段がないため、医療において輸血は欠かすことのできない治療法となっています。献血でいただいた血液の多くは「がん」などの病気の治療に使用されており、そのような患者さんの多くは「長期的な輸血」が必要になってきます。また、血液には有効期間があり、長期で保存することができません。そのため、患者さんのいのちをつなぐため、1人でも多くの方の献血が必要です。

【血液の有効期間】

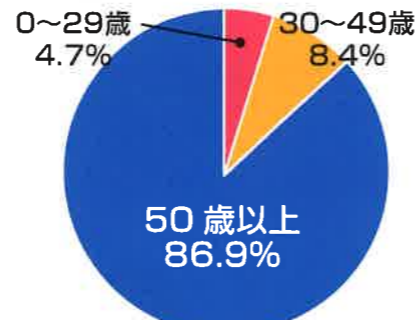
献血バスでいただく血液



【献血でいただいた血液のゆくえ※】



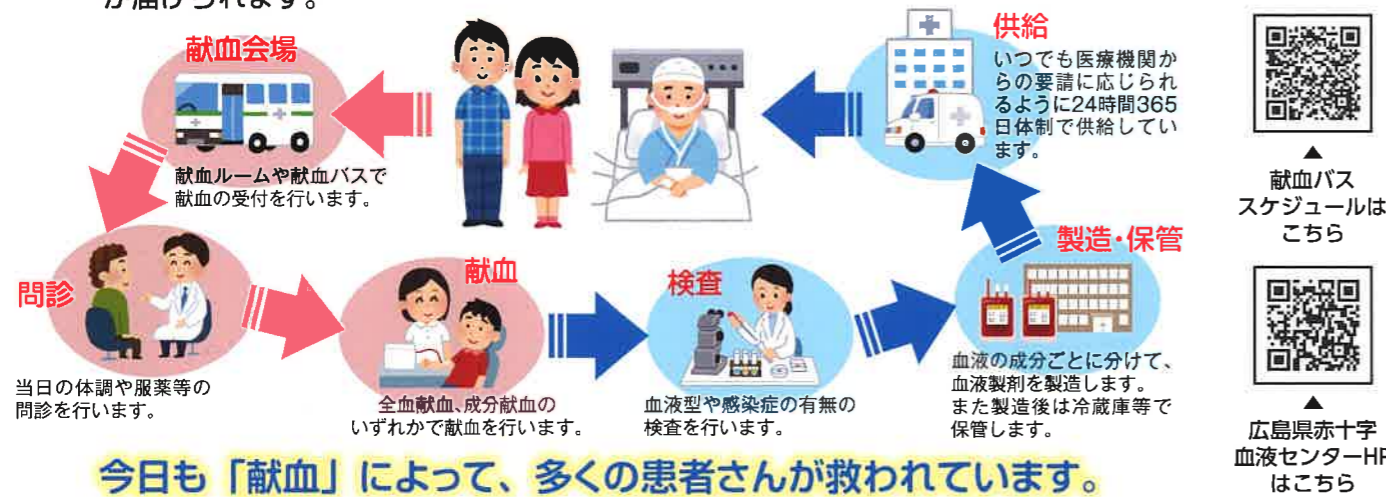
【年代別輸血状況※】



※令和2年東京都福祉保健局 調べ

Q 血液はどのように患者さんのもとに届けられているの？

A 献血会場でいただいた血液は、各地のブロック血液センターに運搬され、1つひとつ精密な検査や血液成分ごとに分離が行われて血液製剤となり、適切な温度下で保管されます。医療機関からの要請に24時間365日対応できる体制を整えており、患者さんが必要とする時に血液が届けられます。



表紙の“あの人”



《スタッフ》

栄養課は、病院管理栄養士4名、委託職員約20名(管理栄養士、栄養士、調理師、調理員パートなど)で運営し、調理部門が委託になっています。

《病院食》

病院食は治療の一環として医師の指示に基づき、患者さまの病態に合わせた食事の提供を行っています。

食事内容は大きく分けると、特別な制限のない一般食と、病気の治療上何らかの制限がある特別食があります。

栄養課では栄養状態を評価し、それぞれの患者さまの病状に応じて食事を提供しています。

食事が食べられない患者さまに対しては、管理栄養士が病室を訪問し個別対応を行っています。

また衛生的で安心安全な食事の提供を行うことを第一に、出産お祝い膳や行事食も取り入れ、患者さまに喜んでいただける食事作りにも励んでいます。

《栄養食事指導》

医師の指示のもと、外来・入院患者さまに対して栄養食事指導を行っています。

糖尿病、腎臓病、肝臓病などの食事療法、術後の食事、その他食事や栄養に関するものなどで、栄養に対する正しい知識を基に食生活を改善していただき、より健やかな日々を送っていただくためのお手伝いをさせていただきます。

《チーム医療》

栄養サポートチーム、糖尿病透析予防委員会、摂食嚥下障害サポート委員会、褥瘡対策委員会などに参画し、チーム医療の一員として、患者さまに適切な栄養補給を行い、医療に貢献できるよう努めています。



栄養課 管理栄養士スタッフ

かかりつけ医を持ちましょう

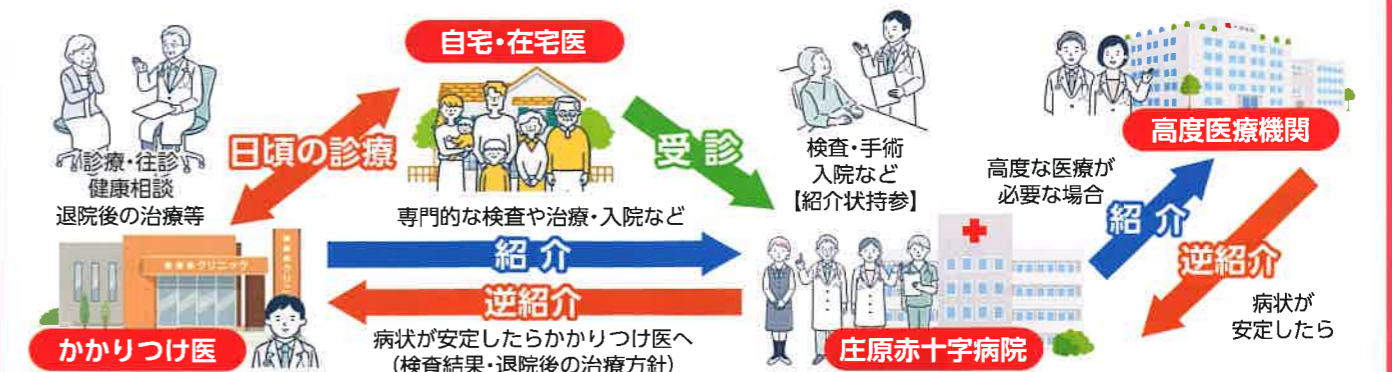
かかりつけ医とは、身近にいて健康相談や、病気になった際の初期治療を行ったり、専門的な治療が終了した後の健康管理を行う医師をいいます。

かかりつけ医に、自分の病歴や体質を知ってもらえば、急に具合が悪くなくても安心して診てもらえることができます。

ご自宅のお近くの『かかりつけ医』が、日頃の健康管理を行い、専門的な治療や検査は当院が行い、病状が安定した後は、患者さまとご相談の上『かかりつけ医』で治療や、健康管理を続けていただきます。

専門的な検査や治療が必要な場合は、かかりつけ医からの紹介状(診療情報提供書)をお持ちいただき当院へ、治療が一段落し病状が安定しましたら、かかりつけ医やお近くの医療機関をご紹介します。

紹介された患者様が、より高度な医療が必要な場合は、高度医療機関へご紹介します。持病のある方はもちろん、元気な方でも、ご自身あるいはご家族の健康についての相談相手として、かかりつけ医をお持ちになることをお勧めします。



▶基本理念

庄原赤十字病院は、人道・博愛・奉仕の赤十字精神にのっとり、地域の皆様方の健康・医療・福祉を職員一丸となっておまわりいたします。

▶患者さまの権利

患者さまには以下の権利があります。私たち、庄原赤十字病院の職員は、このことを十分尊重した医療に努めます。

- 一、だれもが、良質で安全な医療を平等に受ける権利があります。
- 二、思いやりのある、個人の尊厳が守られる医療を受ける権利があります。
- 三、治療に際し、わかりやすい説明を理解できるまで受け、治療法を選択あるいは拒否する権利があります。
- 四、診断や治療に関して、別の医師の意見を聞く権利(セカンドオピニオン)があります。
- 五、個人のプライバシーが守られる権利があります。
- 六、自分の診療情報の開示を求める権利があります。
- 七、健康に関する指導や情報提供を受ける権利があります。



補助金により、 新型コロナウイルス感染症対策のための 医療機器・備品・消耗品などを 整備しました。



これにより、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ体制強化と院内感染や
クラスターなどの発生防止対策を図ることが出来ました。

◆広島県より『令和3年度広島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金(医療分)』
として、回診用X線撮影装置をはじめ下記の感染症対策資機材等の整備支援をしていただきました。



▲回診用X線撮影装置
FUJIFILM CALNEO Go PLUS



▲HEPAフィルター付き
クリーンパーテーション5台



▲个人防护衣(1000人分)



地域のみなさまに安心して、より安全な医療を提供させていただけるよう活用させていただきました。

令和3年度

出前講座



庄原

▶がん講演会 大腸がんについて

開催日 令和4年3月17日(木) 14:00~15:30

場所 庄原保健福祉センター 対象者 一般市民

講師 第二消化器内科部長 松本 健太 医師

講座お問い合わせ

■庄原市 保健医療課 健康推進係
0824-73-1255